

「2023年度 税制改正要望書」 概要

2022年8月3日

日本暗号資産取引業協会
日本暗号資産ビジネス協会

- 1. 2023年度税制改正要望書の骨子**
- 2. 分離課税について**
- 3. 法人税について**
- 4. 資産税について**

1. 2023年度税制改正要望書の骨子

2. 分離課税について

3. 法人税について

4. 資産税について

要望骨子

分離課税

- 20%の申告分離課税
- 損失繰越控除（3年間）
- 暗号資産デリバティブ取引についても同様

法人税

- 期末時価評価課税の対象を短期売買目的の保有に限定
- 少なくともまず自社発行分を対象から除外

資産税

- 相続した暗号資産の譲渡による所得を取得費加算の特例対象とする
- 相続財産評価に過去3ヶ月の平均時価の最低額を選択可

■ 背景

- 暗号資産市場の大幅な拡大・成長（時価総額、取引金額増）
- 新たな利活用の拡大（NFT、メタバース）
- Web3.0推進が日本の成長戦略に（骨太方針、自民党NFTホワイトペーパー）



Web3.0市場及び企業の育成や、海外競争力強化のため、暗号資産税制は不可欠かつ急務に

1. 2023年度税制改正要望書の骨子

2. 分離課税について

3. 法人税について

4. 資産税について

要望内容（分離課税）

- 暗号資産取引にかかる利益への課税方法は、
20%の申告分離課税
- 損失については翌年以降3年間、暗号資産
に係る所得金額から繰越控除
- 暗号資産デリバティブ取引についても同様

■ 背景

1. 税務申告促進の必要性

2. 制度内の整合性

3. 海外の暗号資産税制との比較

4. Web3.0戦略における暗号資産市場の重要性

背景1. 税務申告促進の必要性

暗号資産課税においては、利用者による
適正な税務申告が不可欠

一方で、現状は・・・

総合課税で
税率が高い
...

損失繰越
できない

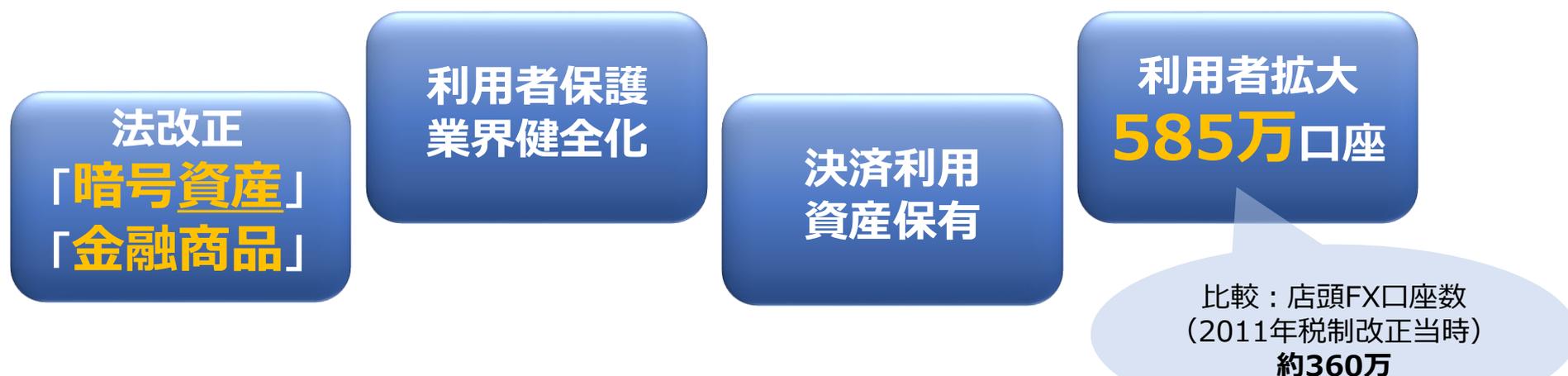
利確したく
ない...



税務申告促進の妨げとなっている

背景2. 制度内の整合性

他の金融商品と同等となった「暗号資産」

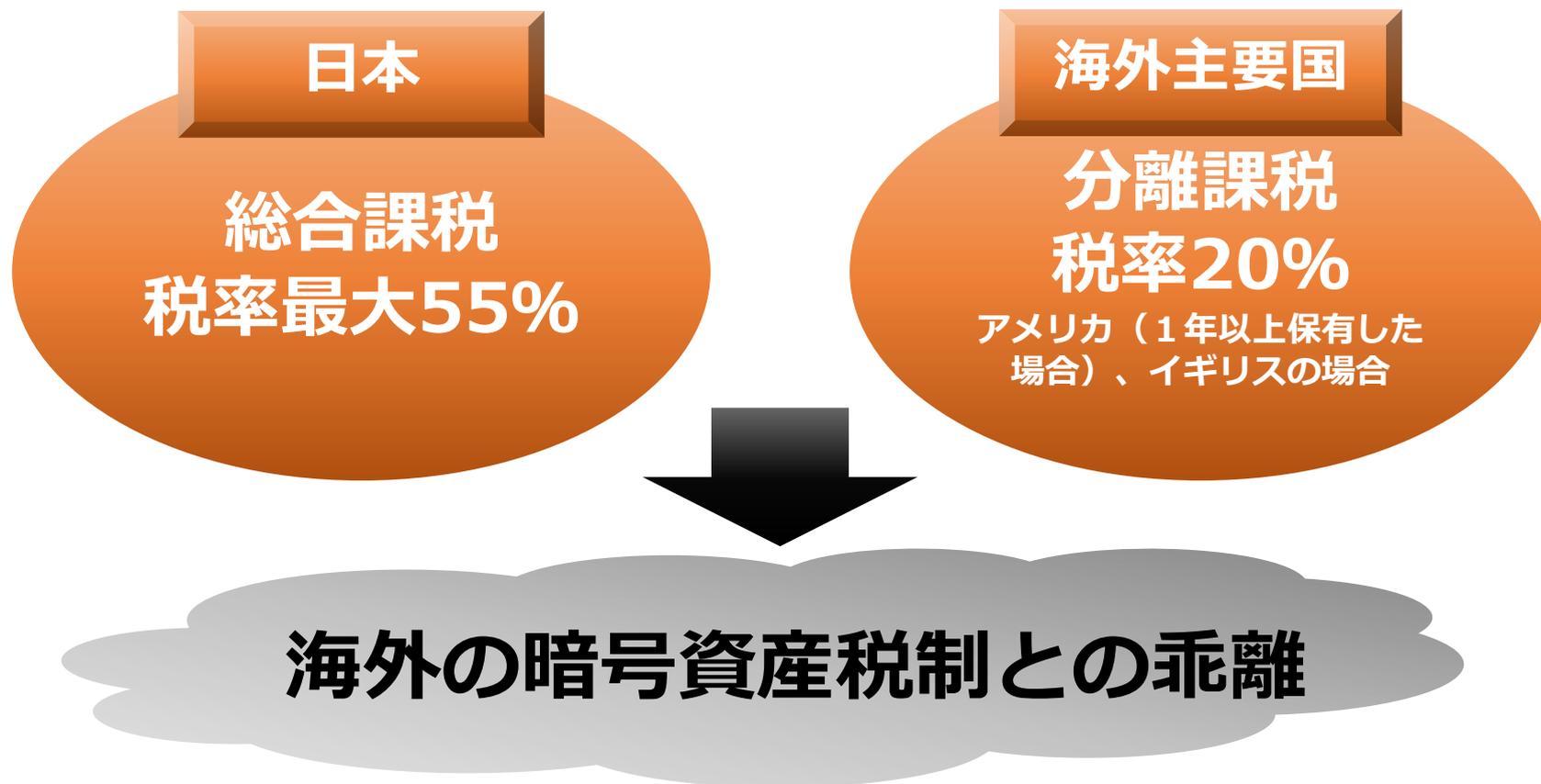


一方で、税制では・・・

暗号資産は総合課税 ↔ 他金融商品は分離課税

他の金融商品税制との整合性が必要

背景3. 海外の暗号資産税制との比較



ブロックチェーン技術などによる経済社会の高度化に向け強い競争力を確保するため、乖離縮小が不可欠

背景4. Web3.0戦略における暗号資産の重要性



- 暗号資産とはWeb3.0での価値移転手段
- 利用拡大により市場は育成、推進を後押し
- Web3.0拡大により更なる利用増加

■ 税収への影響

アンケート調査に基づく分析

→申告分離課税導入で、**21%の税収増加**

増収要因

- ✓ 含み益の利益確定
- ✓ 投資額の増額
- ✓ 損失繰越のため積極的に税務申告

■まとめ

申告分離課税を導入することによる効果

- ✓ 適正な確定申告を促進し
- ✓ 法制度における整合性・公平性を確保し
- ✓ 海外に対する競争力を強化し
- ✓ 税収増加が期待でき
- ✓ 国家成長戦略たるWeb3.0の推進・市場育成に寄与

■ アンケート調査（調査結果）

■ アンケート調査概要

実施期間 2022年5月23日～2022年6月16日

回答者数 26,002名

対象 個人の暗号資産投資家

■ 主な回答結果

70% 2020年度の確定申告を不実施

（主な理由：暗号資産取引の所得20万円以下、利益未確定のまま）

93% 分離課税が導入されたら、確定申告を毎年行う

81% 分離課税が導入されたら、投資額を増やす

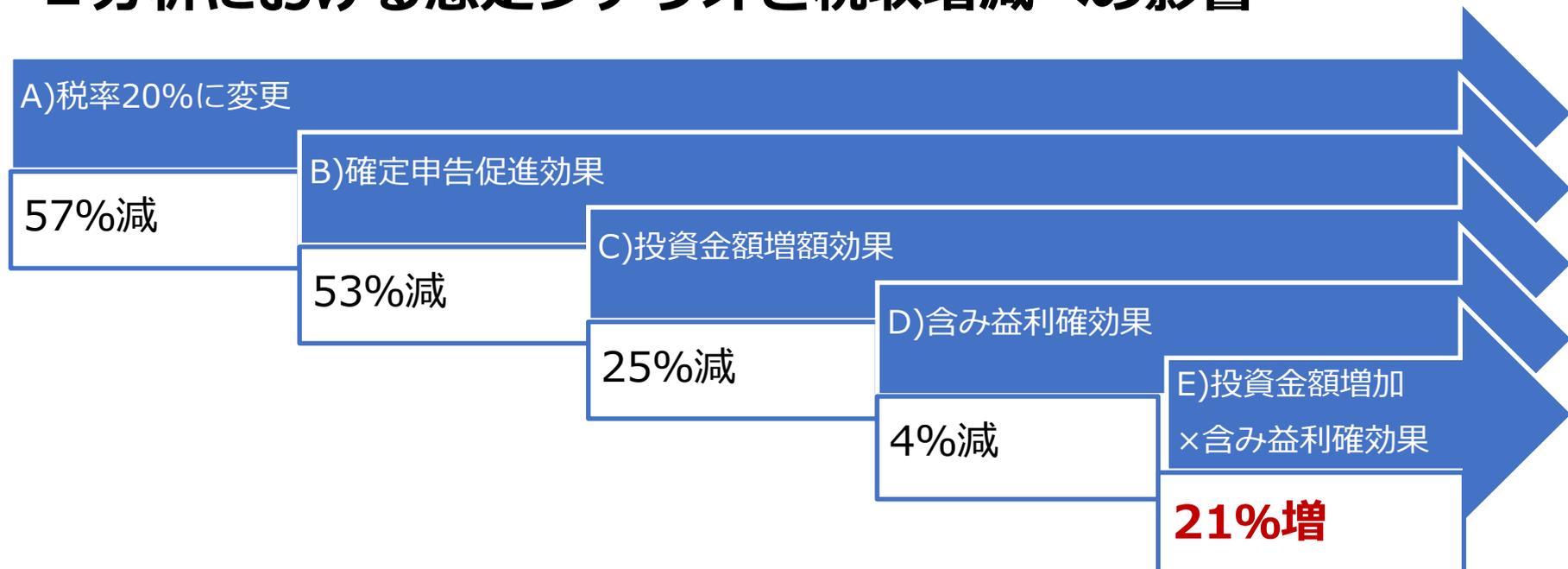
98% 日本の税率が技術普及や技術革新の妨げと考えている

取引目的 **87%** 長期保有（1年以上）、**32%** NFT購入

■ アンケート調査（分析）

■ アンケート調査結果に基づき、申告分離課税が導入された場合の効果を分析

■ 分析における想定シナリオと税収増減への影響



■ 各国税制比較

| | |
|-------------|--|
| 日本 | 総合課税 税率最大55% 年末調整済み給与所得者で、該当所得20万円以下なら、確定申告不要 |
| アメリカ | キャピタルゲイン課税 税率最大20% 1年以上保有した場合。1年未満の保有の場合は通常の累進課税 |
| イギリス | キャピタルゲイン課税 20%固定税率 |
| ドイツ | キャピタルゲイン課税 年間利益が600ユーロ以下の場合には課税されない 1年以上保有している場合には原則課税されない |
| フランス | キャピタルゲイン課税 30%固定税率 年間利益が305ユーロを超えない限りは課税されない |

- 1. 2023年度税制改正要望書の骨子**
- 2. 分離課税について**
- 3. 法人税について**
- 4. 資産税について**

要望内容（法人税）

- 期末時価評価課税の対象を、市場における短期的な価格の変動又は市場間の価格差を利用して利益を得る目的（短期売買目的）で保有している市場暗号資産に限定
- 上記以外のものは期末時価評価課税の対象外とする
- 少なくとも喫緊の課題への対応として、まず自社発行のトークンについて対象から除くことは必須である

3-2. 法人税について：背景

- 背景：**
- 企業における暗号資産の保有目的は多様化
 - 自社発行トークンを保有するWeb3.0関連スタートアップも

しかし現状の取扱いは…

保有目的にかかわらず、一律で期末時価評価課税の対象

自社発行トークンも
期末時価評価課税の対象

担税力なく税負担

投資の障害

有力企業の海外流出

日本は税法/会計基準共に 保有目的に関わらず時価評価

| | 暗号資産 | 有価証券 |
|----------|---|---|
| 税法 | (日本) 保有目的に関わらず 時価評価 (海外) 主に取得原価評価 | (日本) 取得原価評価 (短期売 買目的除く) (海外) 主に取得原価評価 |
| 会計 基準 | (日本) 保有目的に関わらず 時価評価 ※自社発行トークンは規定なし (海外) 主に取得原価評価 (短期売買目的除く) | (日本) 原則時価評価 (海外) 原則時価評価 |



- 海外との比較で時価評価は不利に働いている
- 会計基準も税法と共に改正が必要

■ 2023年度の必須項目

法人税における期末時価評価課税の改正

- 保有目的に応じて適否を区分することが、他の制度（有価証券、棚卸資産※）とも整合的
- ただし会計上の論点も同時に整理する必要がある、時間を要する可能性
- 日本のWeb3.0企業の発展やビジネスニーズを満たすため、これら企業の支援は喫緊の課題



少なくとも喫緊の課題への対応として、まず自社発行分を対象から除外することは必須

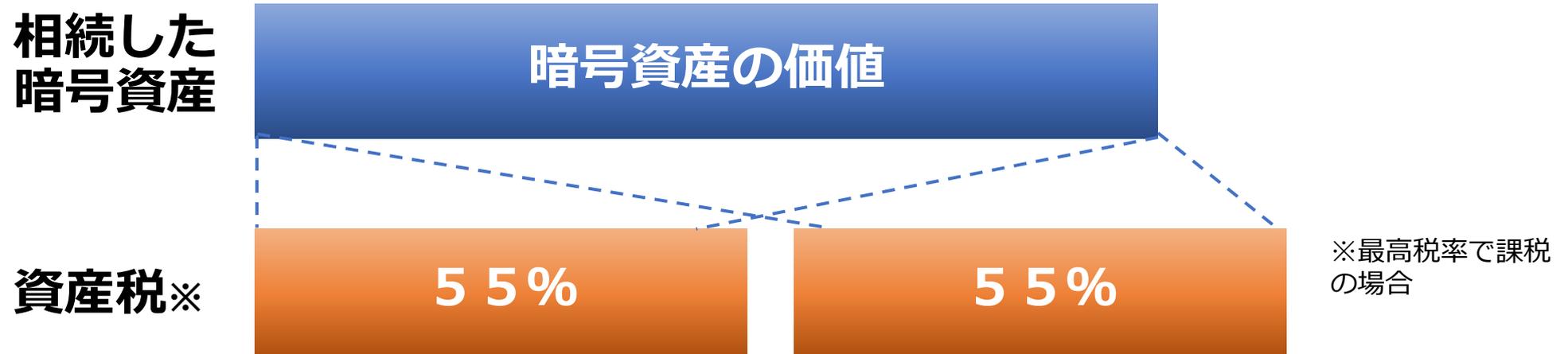
1. 2023年度税制改正要望書の骨子
2. 分離課税について
3. 法人税について
4. 資産税について

要望内容（資産税）

- 相続により取得した暗号資産の譲渡時の譲渡原価の計算について、取得費加算の特例の対象とする
- 相続財産評価について、上場有価証券と同様、相続日の最終価格の他、相続日の属する月の過去3ヶ月の平均時価のうち、最も低い額を時価とする

4-2. 資産税について：背景

背景：



相続時

相続時点の時価で課税

売却時

- ・被相続人の取得原価を引き継いで課税
- ・取得費加算の特例なし（雑所得のため）

**相続した暗号資産の価値を
超える過大な税負担**